

平成 25 年（行ヒ）第 107 号

決定日 平成 25 年 4 月 26 日

裁判所 最高裁判所第二小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成 24 年（行コ）第 145 号（平成 24 年 10 月 31 日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第 2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 25 年 4 月 26 日

最高裁判所第二小法廷

当事者目録

申立人 株式会社東芝

相手方 国

同参加人 全国一般労働組合全国協議会神奈川